

平成31年度事業計画

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

I 活動の基本方針

平成24年4月1日に公益社団法人として再発足し、平成31年度は、第8期目の年度となります。引き続き、「法人会の基本方針」に則り、公益法人としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与することに取り組みます。

また、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、以下に掲げる諸事業に取り組みます。

II 主な事業計画

1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

税申告や決算調整は年々複雑化してきている、税制改正とともに改正内容等を適時情報提供していく。

会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営・財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。

(2) 講演会事業

政治・経済学者、税理士、ジャーナリスト等により、視点を変えた税制に関する講演会等を実施し「税」がより身近なものとなるよう、会員企業・一般企業・一般市民に広く参加を呼びかけテーマに即した講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

三条税務署管内の小中学校児童生徒、高校生等を対象に、三条税務署担当官・青年部会員・税理士等が講師となり租税教室を実施し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図る。

(4) 税の広報事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び「e-Tax」の普及に資するためのPR活動を実施するとともに、消費税の軽減税率制度が本年10月1日より実施される予定であることら、制度の円滑な導入に向けた周知に努める。

法人会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、公共施設や金融機関窓口での配布により多くの市民の方々へ、税務情報を周知する。また、イベント会場等で、税に関するクイズや税の仕組みをマンガで説明した小冊子を配布することで、一般市民からも税に関心を持ってもらう事業を実施する。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見集約を行って提言を行う。

法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施する。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要であることから、国税庁・日税連・全法連の3社で作成したツール(自主点検チェックシート・ガイドブック)を活用し、企業税務のコンプライアンス向上に積極的に取り組む。

2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会への政治経済の情報・健康情報や癒される機会の福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催することにより、地域社会の活性化や経済の発展に貢献する事業を行う。

法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等広範囲な分野の専門家を講師に迎え、ニーズに合わせた、講演会・セミナーを開催する。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

一般市民の家庭で不要となったタオルを回収し、社会福祉協議会や老人福祉施設等、福祉・医療現場での再利用を図ることにより地域社会に貢献する事業を行う。

3 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

公益性拡大の観点から全法人の60%の加入を目指し、会員数の確保に向けて会員拡大のための施策を行う。

また、全国的な「会員増強月間」においては、役員の率先した、新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

全法連、局連、県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質・技能向上と共にガバナンスの構築により事務局体制の基盤強化に努める。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知・会員増強等に資する広報活動を積極的に推進するため、会報の発行を行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める等情報提供活動を展開する。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」については、実施学校の拡大を図るとともに、「部会員増強運動」についても、具体的な目標数値を設定し、より積極的な展開を図る。また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査シス

テムの普及・活用に努める。

- ② 「女性部会のあり方（指針）に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や社会貢献活動を積極的に進める。

(4) 法人会会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い保険3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図るため、会員企業に対する加入率向上に努める。

なお、表彰制度については、さらなる加入率と会員増強につなげられるよう役員、会員による未加入会員企業紹介運動等一層の努力をする。

4 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会および友誼団体との強化を図る事業

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に永年の功労のあった者に対し、優良経理担当者表彰式を行い、表彰することにより一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

5 本会の活動に関する諸官公庁との連携を図る事業

6 その他、本会の目的達成に必要な事業